

# お待たせしました！マイナンバー対応！

# 雇入れ通知書 作成セミナー4

昨年1年間を通して解雇トラブルに対するリスクが、かなり増加していると感じています。弁護士が、解雇トラブルを積極的に探しているのではないかと、勘繰ってしまいます。宮崎県でも、経営者側の意識の甘さを突かれ、不当解雇の代償として数百万円の和解金を支払った経営者が増えています。反面、解雇しても、訴えられることのない会社も存在するのです。さて、『当社は訴えられたことがないから関係ない。』と傍観できる状況でしょうか？

二つの会社の違いには、『雇入れ通知書』の自社内での作成能力が大きく影響しているものと考えられます。雇用条件の文書明示は法律で定められています。また、明示すべき事項も決まっています。

文書明示は、**入社前に行うことが必要**です。文書明示を行い、交付することは、会社が**従業員を大切にしている**ことの表れなのです。すなわち、『雇入れ通知書』を自社で作成し、社員が納得して働くこと生産性が向上し、利益が残り、必ず会社が発展します。会社と社員がWINWINになるのです！

## 結論！

**WINWIN**の関係には、**雇入れ通知書作成能力**が必要である。

今回のセミナーを通じて、雇入れ通知書に関する基礎知識を習得いただくとともに、経営者や事務担当者が最低限知っておかなければならない労働法関連知識を、『雇入れ通知書』を通じて理解を深める絶好の機会となります。**今年の法改正情報をいち早く発信します！**



**マイナンバー制度導入に伴う会社がすべきこともお伝えします！**

特定社会保険労務士杉山晃浩事務所  
所長 特定社会保険労務士 杉山晃浩

- **日時** : 平成28年3月23日(水) 13:30~15:30 (13:15開場)
- **講師** : 特定社会保険労務士 行政書士 杉山晃浩
- **参加費** : 5000円/人 (税込) **関与先は無料ご招待** ※関与先同伴者は1000円/人です。
- **参加人員** : 先着 10名 さま ※会場の都合で、申し込み先着順となっております。ご了承下さい。
- **開催地** : 宮崎市佐土原町下田島20034番地 TEL0985-36-1418  
Office SUGIYAMA グループ 会議室 (最寄り駅:JR佐土原駅)

**お申込はFAX 0985-36-1419 (3月17日申込締切)**

ご提供頂いた個人情報は、Office SUGIYAMA グループからのご連絡及び情報発信以外には使用いたしません。

会社名		所在地	
電話番号		FAX番号	
お名前		同伴者	